

美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部を改正する要領

美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領(平成 26 年庁達第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「3,500 万円」を「4,000 万円」に、「7,000 万円」を「8,000 万円」に改める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。